

1 セキュリティ等との関係で検討すべき法・規則（別表①参照）

○ 法第6条

六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十四 申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

○法第16条

認証紛争解決事業者は、法務省令で定めるところ施行規則第十四条第二項により、その実施した認証紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日

二 紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称

三 手続実施者の氏名

四 認証紛争解決手続の実施の経緯

五 認証紛争解決手続の結果（認証紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であって法務省令で定めるもの

●施行規則第14条

法第十六条第六号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認証紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容

二 認証紛争解決手続の結果が和解の成立である場合にあっては、その和解の内容

2 認証紛争解決事業者は、手続実施記録を、その実施した認証紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 セキュリティに関連するガイドラインの規律について

(1) 法第6条第6号のガイドラインの規律

○ 法第6条第6号の規律

民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

○ 同号ガイドラインの記載

法第6条第6号の「相当な方法」とは、例えば、次の方法をいう。

ア 和解が成立する見込みがないことを理由とする手続の終了や民間紛争解決手続においてされた請求の内容を通知する場合等、手続実施記録（法第16条）に記載する必要がある重要な事項の通知をする場合は、配達証明郵便、電子メールにより送信した上、通知の相手方に到達（相手方が当該メールを受信した上、開封することをいう。以下同じ。）の事実及びその日時を電話等により確認し、その旨を適切に記録化する方法若しくは通知の相手方に到達した旨及びその日時を確認することのできる内容の電子メールを通知の相手方から受信する方法（以下、電子メールによるこれらの方法を単に「電子メールによる重要な通知」という。）又はこれらに準ずる方法により行う。

なお、電子メールによる重要な通知を用いる場合、テストメールの送信その他の方法により、送信先の電子メールアドレスが通知の相手方のものであって、当該通知の受領等に用いることができるものである旨を事前に確認する措置を講ずる必要がある。

イ 民間紛争解決手続の進行中の一般的な通知については、普通郵便、電話、ファクシミリ等の一般的な方法を用いるが、申請者において当該通知をした事実を適切に記録化する。

(2) 法第6条第10号のガイドラインの規律

○ 法第6条第10号の規律

民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

○ 同号ガイドライン

法第6条第10号の「提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法」とは、提出された資料の保管、返還その他の取扱いの在り方が、資料を提出しようとする者及び提出した者にとって明らかである程度に具体的な方法をいう。

例えば、民間紛争解決手続において提出された証拠資料については、当該手続が行われている間は申請者の事務所内の保管庫に保管し、①当該手続の終了後は提出者に返還するものとする事又は②当該手続の終了後も申請者が引き続き10年間その事務所内の保管庫に保管し、当該期間経過後に廃棄するものとする事は、これに該当する。

(3) 法第6条第11号及び第14号の規律について

○ 法第6条第11号

民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

○ 同号ガイドライン

法第6条第11号の「これを適切に保持するための取扱いの方法」とは、当該方法によれば秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる方法をいう。

例えば、秘密が記載されている文書等の管理に関する規程類の整備、管理責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御等、秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置を講じていることは、これに該当する。

○ 法第6条第14号

申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

○同号ガイドライン

ア・イ（略）

ウ 法第6条第14号の「秘密を確実に保持するための措置」とは、当該措置を実施すれば秘密が確実に保持されることの蓋然性が客観的に認められる具体的な措置をいい、例えば、秘密保持契約の締結、秘密が記載されている文書等の管理に関する規程類の整備、管理責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御等、秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置を講じていることは、これに該当する。

エ（略）